

DV Domestic Violence

ドメスティック・バイオレンス(DV)ってなに?

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からふるわれる暴力のことです。

ひとりで悩まないで…

ドメスティック・バイオレンス(DV)は犯罪です。

内閣府DV相談ナビ #8008 …お近くの配偶者暴力相談支援センターにつながります。

島根県女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)

こんなことはありませんか？

- 何を言っても相手にせず無視する
- ばかにする、ののしる
- 「お前は何も出来ない」「役に立たない」と侮辱する
- あなたの身体や性格や考え方などを責め立てる
- 何を信じればいいのかわからなくなるほど、言うことがコロコロ変わる
- 生活費を渡さない
- 家計の管理を独占して、お金を何に使ったのかを細かく報告させる
- 実家や友人とのつきあいをやめさせようとしたり、禁止したりする
- あなた宛の手紙や電話、メールなどを勝手にチェックする
- ものを叩きつけたりして脅す
- 「出て行け」と脅したり、実際に追い出された
- 「〇〇したら別れるぞ」「〇〇したら自殺する」「別れるなら殺す」などと脅す
- あなたが大切にしているものを壊したり捨てたりする
- 「子どもに問題があるのは、お前のせいだ」と責める
- 自分が言いたいことを子どもに言わせて、あなたを攻撃する
- あなたを使用人のように扱う
- 気が進まないのにセックスの相手をさせる
- 避妊に協力しない
- 中絶を強要する
- 殴る
- 足で蹴る
- 首を絞める
- 突き飛ばす
- 包丁を突きつける
- 髪の毛を掴んで引きずり回す



DOMESTIC VIOLENCE …これはすべて暴力です。



あなたがDVで苦しんでいたら、まずは相談してください。

あなたのまわりで、DVに苦しむ人がいたら、思いを受け止め、「あなたは、悪くない」と伝えてください。わかってもらえるという体験が力になります。そして相談機関の情報を提供してください。

女性相談の窓口 女性相談支援員が相談に応じます。 *相談時間/月~金(8:30~17:00)、土日(8:30~12:00、13:00~17:00)
相談費用は無料、秘密は厳守します。 (いずれも祝日・休日・年末年始を除く)
※土日は、女性相談センター(西部分室を除く)で電話相談のみ行います。

■女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)
0852-25-8071
松江市北田町48-1

■出雲児童相談所
0853-21-8789
出雲市小山町70

■益田児童相談所
0856-31-1886
益田市高津4丁目7-47

■女性相談センター西部分室(配偶者暴力相談支援センター)
〔愛称:あすてらす女性相談室〕 0854-84-5661
大田市大田町大田イ236-4

■浜田児童相談所
0855-28-3434
浜田市上府町イ2591

■中央児童相談所隠岐相談室
08512-2-9810
隠岐郡隠岐の島町港町塩口24

プラス
DV相談+

電話 0120-279-889 (24時間受付) チャット 受付 12:00~22:00



◎緊急の場合は110番または最寄りの警察署へ

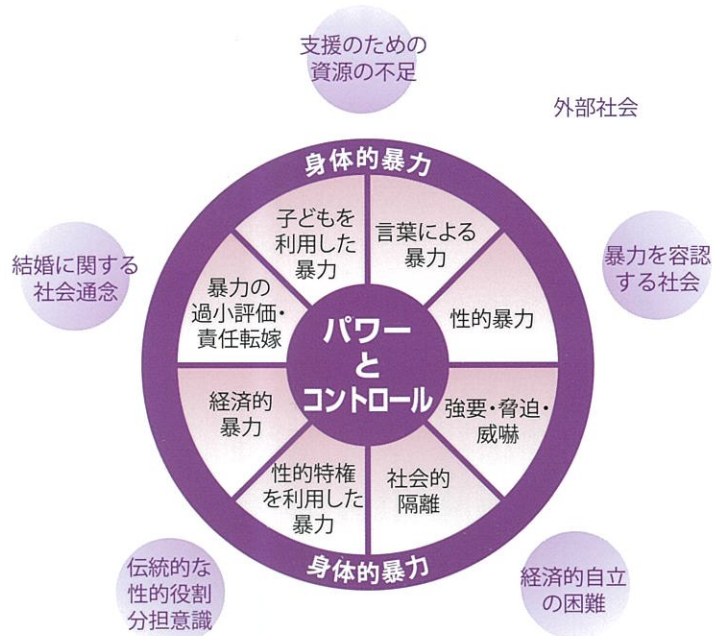
R6.3月

DVはなぜ起きる？

DVの被害者は多くの場合女性です。その背景には男女の社会的・経済的・肉体的な力の差があるとされています。

右の「パワーとコントロールの車輪」は、DVの構造を車輪に見立てて表現した図です。車輪の中心にいる加害者は、その力を利用して被害者を支配しようとあらゆる手(=暴力)を使います。車輪の外側で見えやすい身体的暴力だけでなく、内側の精神的暴力や性的暴力などが組み合わせられ繰り返されることで、加害者の支配は強まります。

さらに車輪の周りにはDVを覆い隠し、被害者が逃れることを難しくする社会的な要因が取り巻いていて、車輪が回り続けることを助けています。



DVには左のようなサイクルがみられることもあります。このサイクルを繰り返すうち、暴力は激しく、頻回になります。加害者に特定のタイプはなく、年齢、学歴、職業などは様々です。常に暴力的で乱暴な人もいれば、家庭の外では優しく穏やかで社会的信用のある人もいます。加害者は「親密な関係にある相手が自分の思いどおりにすることは当然である」「思いどおりにならないならば暴力を振るってもよい」と考えており、自ら暴力を選んでいるのです。

パートナーが暴力を振るうのは、あなたのせいではありません。暴力は、暴力を振るう人の責任です。

DVの深刻な影響

加害者から繰り返し振られる暴力は、被害者の身体と心を深く傷つけ、怪我や病気、不安や抑うつ・無力感などの精神的問題などさまざまな悪影響を及ぼします。

また、DV家庭で育つことは子どもにとって心理的な虐待です。暴力は子どもから安心と自信を奪い、問題行動や情緒不安定などのさまざまな影響を及ぼします。さらには、暴力を感情表現や問題解決の手段として学習し、人間関係をうまく築けなくなってしまうこともあります。

DVは犯罪にもなる重大な人権侵害であるとともに、個人の尊厳を害するものであり、決して許されません。

あなたには暴力に対して「NO!」と言う権利があります。

こう思っていないませんか？

- 自分が悪いから暴力を振られるわけでも仕方がない
- ここから抜け出すことはできない
- 自分さえ我慢すればいい
- いつか相手は変わってくれる
- 誰にも知られたくない
- 周囲に理解してもらえない
- これまで築き上げてきたものを失いたくない
- 子どものためには両親が必要

DV防止法とは…

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律です。

配偶者には、婚姻関係にある(あった)者、事実上婚姻関係と同様の事情にある(あった)者、または生活の本拠を共にしている(していた)交際相手を対象となります。

島根県では女性相談センターが「配偶者暴力相談支援センター」の機能を持ち、被害者からの相談に応じたり、一時保護等を行っています。

【保護命令制度】

生命や身体に重大な危害を受けるおそれがあるとき、地方裁判所は被害者の申立により、①1年間の接近禁止(併せて同居する未成年の子及び親族等への接近禁止、被害者及び同居する未成年の子への電話等禁止が申立可能)、②2ヵ月間の住居退去(退去期間を6ヵ月間とする特例あり)を加害者に命じることができます。

また、重篤な精神的被害を受けるおそれがあるとき、上記①を申し立てることができます。

加害者が命令に違反した場合は、2年以下の拘禁刑(注:2025年5月31日までは「懲役」)または200万円以下の罰金が課せられます。

○令和6年4月1日から、重篤な精神的被害を受けた場合にも対象が拡大されています。

